

6. 8. 19
2907

- 七、出勤簿ヲ確實ニシ月末ニハ一應示シ猶給料ニハ精算書付、健康保険料ノ差引額ヲモ記入スルコト
- 八、料金ヲ徴収シテ健康保険証ヲ交付スルモノニハ速ニ交付スルコト
- 九、印刷部ニハ特ニ印刷ニ理解アル責任者ヲ置クコト
- 十、報告中ノ員傷ニ對シテハ少ナクモ法規ニ定メラレタル範圍内ニ於テ療養費及退院後ノ手當等ヲ支給スヘシ
- ・兩者ノ動靜
- 事業主ハ信用保持ノ為メ極秘中ニ解決セント策謀シツラアルカ兩者共目下、必時異ノ行動ナシ
- 心及申(通)報候也

奉祝第三六九〇号

昭和六年八月十七日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 官 殿

三井写真製版印刷所勞働争議
ニ関スル件(第二報解決)

標記勞働争議ハ容月三十一日商會見、結果妥協成リテ圓滿解決セリ

一、交渉状況

記

容月三十一日事業並定ナル府下渋谷所屬山六番地ニ於テ謝辞